

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第12号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休業日)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 校長は、教育上必要があると認めるときは、授業日と休業日とを振り替え、又は休業日を授業日に変更することができる。</p> <p><u>5</u> 校長は、前項の規定に基づき休業日を授業日に変更するときは、児童等の負担を考慮しなければならない。</p> <p><u>6</u> 前5項の規定は、通信制の課程には適用しない。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 校長は、教育上必要があると認めるときは、授業日と休業日とを振り替えることができる。</p> <p><u>5</u> 校長は、教育上必要があると認めるときは、休業日を授業日に変更することができる。この場合において、校長は、あらかじめその理由及び変更しようとする日を付し、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>6</u> 校長は、前項前段の規定に基づき休業日を授業日に変更するときは、児童等の負担を考慮しなければならない。</p> <p><u>7</u> 前各項の規定は、通信制の課程には適用しない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。